

堺市監査委員公表第32号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立健康福祉プラザ)		
監 査 実 施 期 間	令和 6 年 11 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 26 日		
措置を講じた部局等	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 指定管理者：堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連 合会・フィットネス 21 事業団共同事業体		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等	
3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に施設の利用状況、収支状況、指定管理者の目標の達成状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。 また、市はそれに対する指導を行っていなかった。 ア 障害者スポーツ教室の月ごとの開催回数及び延べ参加者数において、集計誤りにより、誤った数値を記載しているものがあった。 イ 収支報告書では収支差額を▲290,427 円と報告しているが、自己評価並びに管理業務の総括では、誤って「約 1,738 円のプラス決算になった」と記載していた。 ウ 目標の達成状況において、各センターの事業成果の目標値を記載しているが、年度事業計画書で設定した目標値と異なる数値を記載しているものがあった。	アの事業報告書の集計については、全ての集計が正しく行われ数値が正しいか確認した上で市に提出すべきところ、障害者スポーツ教室の月ごとの開催回数及び延べ参加者数については、集計に用いるエクセルの集計式の誤りに気付かず、数値の確認が漏れたまま提出していました。 指摘を受け、該当部分についての集計内容を確認し、再集計を行い、正しい数値になっているか複数人で確認した上で令和 7 年 2 月 4 日付けで市へ再提出しました。 今後は、集計項目について複数人での確認を行い、正しく集計されているか確認した	指定管理者	

	上で市に提出します。 イの事業報告書内「自己評価並びに管理業務の総括」の記載について、本来であれば、収支決算額が確定した段階で再度見直しをすべきところ、当初に作成したものから見直し及び修正を行わないままであったため、今回の指摘の状況となりました。 指摘を受け、マイナス決算となった要因等を盛り込んだ内容に修正し、市へ令和 6 年 12 月 2 日付けで再提出しました。 今後は、収支決算をはじめ全ての数値及び内容が確定した段階で見直し確認をするよう徹底した上で、市へ提出します。 ウの事業報告書の「目標の達成状況」を作成する際は、前年度の報告書書式等を基に数値等の変更をしています。今回、該当部分について、実績値の変更はしましたが、目標値は当該年度の年度事業計画書の数値と照合・確認せず、前年度の数値のまま市に提出していました。 指摘を受け、目標値を令和 5 年度の年度事業計画書の数値に修正し、市へ令和 6 年 12 月 2 日付けで再提出しました。 今後は、当該年度の年度事業計画書と必ず照合の上で、市へ提出します。	
--	---	--

4 管理運営について (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又	指定管理者から提出された令和 5 年度の事業報告書について、内容確認の際に記載誤りに気付かず、指導及び報告書の修正指示ができていませんでした。今回の指摘を受け、該当箇所の修正及び再提出を指示し、イ、ウについては令和 6 年 12 月 2 日付け、アについては令和 7 年 2 月 4 日付けで提出を受けました。 今後は、適正な事業報告書の受理に向け、年度事業計画書の目標値と事業報告書に記載の目標値を照合し、照合したエクセルのセルに色付けすることで確認漏れがないようにします。また、集計式が間違っていることがあるという前提で、特に目標値を設定している実績値については集計式に誤りがないか確認し、確認したエクセルのセルを色付けして漏れがないようにします。あわせて、収支決算等の差替が発生した際には、総括部分及び影響の可能性がある全ての項目について確認し、適正な事業報告書の受理を徹底します。	障害施策推進課
--	--	----------------

は請け負わせることができる」とされている。 また、業務の一部を第三者に委託するときは、市が必要でないと判断した場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収し、その写しを市に提出しなければならないとされている。 しかし、業務の一部を第三者に委託したものについて、以下のものがあった。 ア 字幕製作機器年間サポート業務ほか 2 業務について、指定管理者は、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託しており、委託先の事業者から暴力団員等でない旨の誓約書も徴収していなかった。 イ 夜間・休日における意思疎通支援者派遣調整業務ほか 2 業務について、市は必要でないと判断していないものの、指定管理者は、委託先の事業者から暴力団員等でない旨の誓約書を徴収していなかった。 また、市は、これらの業務について一部業務委託の承認を行っており、委託していることを把握していたにもかかわらず、当該誓約書の写しの提出がなかったことに対する指導を行っていなかった。	第三者への一部業務委託の際は、市へ承認申請書を提出し、承認を得る必要があると認識していますが、アの 3 業務は、一部業務委託の承認申請が必要な請負に当たらないと認識しており、承認申請ができていませんでした。 指摘を受け、令和 6 年度分の同業務について、市へ令和 6 年 12 月 11 日付けで承認申請書を提出し、同月 24 日付けで承認を受けました。 一部業務委託の承認申請が必要となる契約事務は、指定管理者として運営する 4 センターがそれぞれ執行しており、それらの案件を市民交流センターがとりまとめ、共同事業体として市に承認申請しています。このため、4 センターにおいて基本協定書の該当条文を再度確認し、理解度を深め、承認申請が必要である契約の認識を高めました。	指定管理者
--	--	--------------

	あわせて、これまで年度開始前にのみ各センターにおける契約案件を市民交流センターに報告するよう依頼していましたが、今後はこれに加え、毎月開催している共同事業体センター長会議においても、報告・確認事項として固定議案とすることで、年間を通じて意識の向上を図り、年度途中での契約であっても承認申請漏れが生じないように徹底します。 つぎに、一部業務委託先からの暴力団員等でない旨の誓約書は、契約締結時に徴収すべきと認識していましたが、指摘の 6 業務について、徹底ができておらず、徴収漏れを生じさせてしまいました。 今後は、契約締結の際、誓約書を含め必要書類の徴収・提出漏れがないか確認した上で契約を締結するよう徹底します。 一部業務委託の承認申請及び本市の承認が必要であるアに記載の 3 業務は、所管課として承認申請が必要な請負に当たらないと認識しており、令和 5 年度において承認申請書を提出するよう指導できていませんでした。 指摘を受け、再度基本協定書の該当条文を確認し、一部業務委託の承認申請が必要な契約の認識を改めました。あ	障害施策推進課
--	---	----------------

	わせて、指定管理者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には承認申請が必要となる旨指定管理者に再認識するよう指導しました。また、令和 6 年度のこれらの業務については承認申請書を提出するよう指示し、令和 6 年 12 月 11 日付けで提出を受け、同月 24 日付けで承認しました。 今後は、指定管理者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には承認申請が必要であることについての周知を指定管理者及び課内にて引き続き徹底した上で、毎年度の承認申請時には新年度に新たな第三者への一部業務委託がないかを指定管理者に必ず聞き取り、新年度に向け提出される「第三者への一部業務委託承認申請書」と旧年度の承認書を見比べ、確認を行います。また年度途中で契約を行うものについて、月に一度の指定管理者との定期会議にて確認を行うことで、申請漏れ、承認漏れがないようにします。 一部業務委託先からの暴力団員等でない旨の誓約書については、指定管理者から提出を受ける際、所管課として承認した全ての業務について提出がなされているか確認する必要がありますが、実施できていませんでした。	
--	---	--

	指摘を受け、誓約書が未提出である令和 6 年度の業務について、誓約書の徴収及び写しの提出を指示し、令和 6 年 12 月 4 日、令和 7 年 1 月 14 日及び令和 7 年 1 月 31 日に提出を受けました。 今後は、誓約書の徴収が漏れることのないよう指定管理者に指導を徹底し、あわせて承認申請書と誓約書の写しの照合・確認を 1 件ずつ行い、徴収漏れ、提出漏れがないようにします。	
--	---	--